

# 第 1 章 指針の改定にあたって

## 1 人権とは

---

みなさんは「人権」と聞いて、どのように感じますか。

日本国憲法において、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」として、今を生きるわたしたちだけでなく、未来の人々にも保障されています。

すべての人とすべての国と地域において達成すべき基本的人権の原則を定めた「世界人権宣言」(1948年(昭和23年)12月10日、第3回国連総会において採択)の第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と記されています。

例えば、好きなことを学び、自由に職業を選び、好きなところに住み、人種や性別、社会的身分などによって不平等な扱いを受けないこと。生まれながらに持つ、かけがえのない自分、こういった「人間が人間らしく生きることのできる権利」を、「人権」といいます。

わたしたちは一人ひとり違った人間で、生き方や考え方も人それぞれです。お互いの違いを認めあい、尊重しあいながら共に生きる社会を実現するためには、すべての人が、自分の人権と同じように、自分以外の人の人権を尊重する意識を持つことが大切です。

## 2 人権指針について

---

### ◇人権指針策定の経緯

本市では、2005年(平成17年)に人権関係課長等で構成する庁内組織「藤沢市人権事務事業推進連絡会」を立ち上げました。同連絡会は、すべての市民がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を実現するため、一人ひとりが人権を身近なものとし、身近な人々とともに、身近なところから少しでも人権侵害をなくすよう、人権施策の推進を目的としています。

翌年の2006年(平成18年)には、人権指針の策定を目的として、人権に関する各専門分野の代表者や市民公募委員で組織する「ふじさわ人権協議会」を設置し、この中で協議を重ねました。2007年(平成19年)2月に日常生活や社会の中に人権が文化として根づくよう、「人権を大切にし、人権文化をはぐくむまちづくり」を基本理念とした人権指針を策定しました。

その後、本市では人権指針に基づき、あらゆる施策について、人権尊重の視点を取り入れ、総合的に人権行政を進めてきましたが、社会情勢等の変化や新たな課題に対応するため、2016年(平成28年)3月に改定し、以降は概ね5年ごとに見直しを行うこととしました。

## ◇人権指針の改定にあたっての趣旨と背景

人権を取り巻く社会情勢は、2016年(平成28年)3月の人権指針改定からこれまでの間に大きく変化しました。国では障がいや理由とする差別の解消・部落差別の解消・ヘイトスピーチ<sup>※1</sup>の解消を推進する法律等の整備など、さまざまな取組が進められてきました。

一方で、人権問題は多様化・複雑化しています。インターネット上での人権侵害や、特定の民族や国籍の人への差別を煽るヘイトスピーチも問題になっています。2020年(令和2年)からの新型コロナウイルス感染症の拡大では、患者や医療従事者とその家族に対する差別や偏見が生じました。また、非正規雇用労働者の雇い止めや女性や若者の自殺者数の増加など、社会的に弱い立場にある人ほど大きな影響を受けています。加えて、少子高齢化や核家族化の進展により、家庭の養育力や介護力が低下し、地域とのつながりが希薄になり、社会的に孤立する人が増えていることも問題です。特に、ヤングケアラー<sup>※2</sup>と呼ばれる大人が担うようなケア等を日常的に行う子どもたちの増加が懸念されています。

本市では、2021年(令和3年)7月から8月にかけて、1964年(昭和39年)の東京大会に続き2度目となるオリンピック・セーリング競技が開催されました。多様性と調和をコンセプトの1つとして開催された東京2020大会では、江の島を舞台にセーリング競技が実施されたほか、ポルトガル、エルサルバドル及びエジプトの3か国の事前キャンプが市内で行われるなど、本大会の開催は、本市における共生社会の推進にまたとない機会となりました。

このような状況を踏まえ、あらためて人権文化をはぐくむまちづくりの理念を市民・企業・教育機関等・市民活動団体などと共有し、問題の解決に向けて力強く施策を推進するために、人権指針を改定するものです。

## ◇人権指針改定にあたっての視点

人権指針の改定にあたっては、市民の人権意識やニーズ等を把握するために実施した「人権に関する市民意識調査」の実施結果や、国際的な人権基準の動向や社会情勢等の変化を踏まえ、次の視点により検討しました。

### (1) 新たな人権課題等への対応

新たな人権課題のほか、市民の関心が高い人権課題、社会の中で理解が進んでいない人権課題に対応した指針とします。

### (2) 人権をめぐる国内外の動向を踏まえた視点

第3章に掲げるさまざまな人権課題の解決に向けた取組を進めるうえで、世界の人権問題への対応や人権の擁護などに取り組んでいる国連をはじめとした国際機関等の動向、国内の取組や法令整備の状況を把握し、整合させた指針とします。

### (3) 多様な主体との協働・連携の視点

人権問題には、社会全体で取り組むことが重要です。市民・企業・教育機関等・市民活動団体など、多様な主体との協働・連携により地域社会全体で取り組む指針とします。

---

※1 ヘイトスピーチ：特定の国や民族の出身者であること、その子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。広義には、性別、障がいなどに基づいて個人や集団を攻撃したり、侮辱したりする言動をいう。

※2 ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

【近年の主な動向】

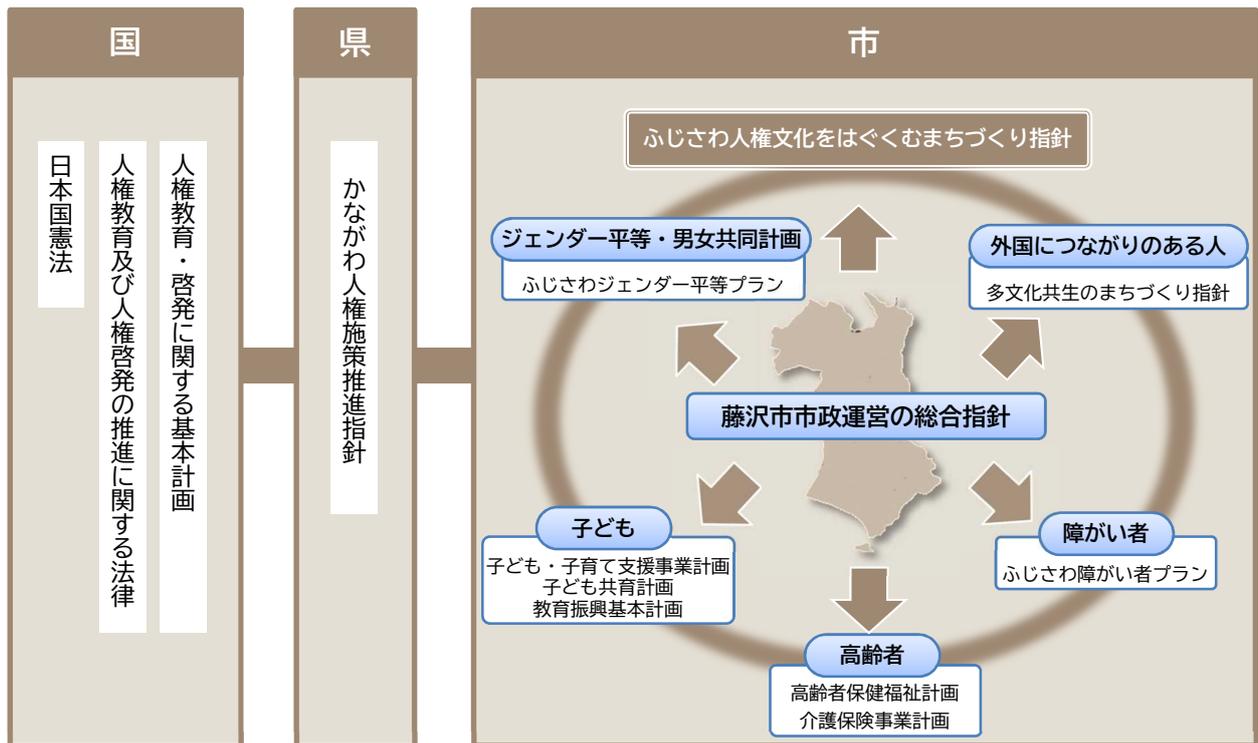
年	市の動向	国の動向	世界の動向
2015年 (平成27年)	・「藤沢市子どもをいじめから守る条例」施行	・「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 ・「生活困窮者自立支援法」施行 ・「子ども・子育て支援法」施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行	・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（持続可能な開発目標SDGs）採択
2016年 (平成28年)	・「藤沢市人権施策推進指針」改定 ・「ふじさわ男女共同参画プラン2020」改定	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 ・「成年後見人制度の利用の促進に関する法律」施行 ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」施行 ・「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」施行 ・「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」施行	
2017年 (平成29年)	・「藤沢市市政運営の総合指針2020」改定	・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」施行 ・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」施行	
2018年 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）」施行 ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 ・「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行	・「世界人権宣言」採択70周年
2019年 (令和元年)		・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行 ・「旧優性保護法に基づく優性手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」施行 ・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」施行 ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行 ・「日本語教育の推進に関する法律」施行 ・「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行	

年	市の動向	国の動向	世界の動向
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（改正活躍推進法）」施行</li> <li>・「改正労働施策総合推進法」施行</li> <li>※通称：パワハラ防止法</li> <li>性的指向・性自認等に関する本人の同意のない暴露がハラスメントにあたることを明記</li> <li>・『「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「オリンピック憲章（2020年版）」採択</li> </ul>
2021年 (令和3年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「藤沢市市政運営の総合指針2024」改定</li> <li>・「ふじさわジェンダー平等プラン2030」改定</li> <li>・「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」開催</li> <li>・「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」改正</li> <li>・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「核兵器禁止条約」発効</li> </ul>
2022年 (令和4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」施行</li> <li>・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行</li> <li>・「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特別等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）」施行</li> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」成立（2024年（令和6年）4月1日施行）</li> </ul>	
2023年 (令和5年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こども家庭庁設置法」施行</li> <li>・「こども基本法」施行</li> </ul>	

### 3 指針の位置付け

この人権指針は、すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに支えあい、ともに生きる社会を実現するため、市民・企業・教育機関等・市民活動団体などさまざまな主体とともに取り組むべき方向性を示すとともに、あらゆる人の人権が尊重される地域共生社会の実現に向けて、どのような視点から施策を進めたらよいか、その方向性を示すものです。

本市では、さまざまな主体とこの人権指針の基本理念を共有し、人権文化をともにはぐくむことで、誰一人取り残さないまち「インクルーシブ藤沢」の実現に取り組んでいきます。



#### ～ インクルーシブ藤沢 ～

本市では、20年先を見据えた持続可能なまちづくりを進めるため、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れた「藤沢市市政運営の総合指針 2024～2040年に向けた持続可能なまちづくりへの転換～」を、2021年(令和3年)4月に策定しました。

3つのまちづくりコンセプト（目指すべきまちの姿の明確化）の1つに「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）」を掲げ、子ども、高齢者、障がいのある人、外国につながりのある人などさまざまな市民がお互いの生き方や考え方を認め合い、さまざまな文化が共生するまちづくりを進めています。

総合指針の基本目標8「市民自治・地域づくりを進める」においても「一人ひとりの人権を尊重し、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）平等を促進するとともに、あらゆる人が共同してつくる平和な社会の実現に向けて、市民、地域社会の質的な成熟を目指していく必要があります。」と人権課題の解決に向けた方向性が示されています。